

京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第5項各号中「59.28」を「49.59」に改め、第6項中「5級」を「4級」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.305	0.87	0.522	21	28.971	18.571	18.571
2	2.61	1.74	1.044	22	30.537	19.575	19.575
3	3.915	2.61	1.566	23	32.103	20.579	20.579
4	5.22	3.48	2.088	24	33.669	21.583	21.583
5	6.525	4.35	2.61	25	35.235	22.443	22.443
6	7.83	5.22	3.915	26	36.801	24.479	24.479
7	9.135	6.09	4.568	27	38.367	26.516	26.516
8	10.44	6.96	5.22	28	39.933	28.552	28.552
9	11.745	7.83	5.873	29	41.499	30.589	30.589
10	13.05	8.7	6.525	30	43.065	32.625	32.625
11	14.486	9.657	9.657	31	44.37	33.713	33.713
12	15.921	10.614	10.614	32	45.675	34.8	34.8
13	17.357	11.571	11.571	33	46.98	35.888	35.888

14	18.792	12.528	12.528	34	48.285	36.975	36.975
15	20.228	13.485	13.485	35	49.59	38.063	38.063
16	21.663	14.442	14.442	36	49.59	40.716	40.716
17	23.099	15.399	15.399	37以上	49.59	在職1年	在職1年
18	24.534	16.356	16.356			を増す	を増す
19	25.97	17.313	17.313			ごとに	ごとに
20	27.405	17.567	17.567			1.131を	1.131を
						加える。	加える。

(京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日京都市上下水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項に次のただし書を加える。

ただし、平成25年4月1日以後の退職に係る退職手当の額を計算する場合にあっては、旧規程第3条第1項各号中「別表」とあるのは「京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成25年3月29日京都市上下水道局管理規程第15号)による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程別表第1」とする。

附則第4項中「在職期間」を「基礎在職期間(京都市上下水道局職員退職手当支給規程第3条第2項に規定する基礎在職期間をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

3 改正後の規程第3条第1項各号中「別表第1」とあるのは、施行日から平成26年3

月31日までの間における退職にあつては「京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程（平成25年3月29日京都市上下水道局管理規程第15号）附則別表第1」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあつては「京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程（平成25年3月29日京都市上下水道局管理規程第15号）附則別表第2」と、同条第4項及び第5項各号中「49.59」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間における退職にあつては「55.86」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあつては「52.44」とする。

附則別表第1

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.47	0.98	0.588	21	32.634	20.919	20.919
2	2.94	1.96	1.176	22	34.398	22.05	22.05
3	4.41	2.94	1.764	23	36.162	23.181	23.181
4	5.88	3.92	2.352	24	37.926	24.312	24.312
5	7.35	4.9	2.94	25	39.69	25.28	25.28
6	8.82	5.88	4.41	26	41.454	27.574	27.574
7	10.29	6.86	5.145	27	43.218	29.868	29.868
8	11.76	7.84	5.88	28	44.982	32.162	32.162
9	13.23	8.82	6.615	29	46.746	34.456	34.456
10	14.7	9.8	7.35	30	48.51	36.75	36.75
11	16.317	10.878	10.878	31	49.98	37.975	37.975
12	17.934	11.956	11.956	32	51.45	39.2	39.2
13	19.551	13.034	13.034	33	52.92	40.425	40.425
14	21.168	14.112	14.112	34	54.39	41.65	41.65
15	22.785	15.19	15.19	35	55.86	42.875	42.875
16	24.402	16.268	16.268	36	55.86	45.864	45.864

17	26.019	17.346	17.346	37以上	55.86	在職1年	在職1年
18	27.636	18.424	18.424			を増す	を増す
19	29.253	19.502	19.502			ごとに	ごとに
20	30.87	19.788	19.788			1.274を 加える。	1.274を 加える。

附則別表第2

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.38	0.92	0.552	21	30.636	19.638	19.638
2	2.76	1.84	1.104	22	32.292	20.7	20.7
3	4.14	2.76	1.656	23	33.948	21.762	21.762
4	5.52	3.68	2.208	24	35.604	22.823	22.823
5	6.9	4.6	2.76	25	37.26	23.732	23.732
6	8.28	5.52	4.14	26	38.916	25.886	25.886
7	9.66	6.44	4.83	27	40.572	28.04	28.04
8	11.04	7.36	5.52	28	42.228	30.193	30.193
9	12.42	8.28	6.21	29	43.884	32.347	32.347
10	13.8	9.2	6.9	30	45.54	34.5	34.5
11	15.318	10.212	10.212	31	46.92	35.65	35.65
12	16.836	11.224	11.224	32	48.3	36.8	36.8
13	18.354	12.236	12.236	33	49.68	37.95	37.95
14	19.872	13.248	13.248	34	51.06	39.1	39.1
15	21.39	14.26	14.26	35	52.44	40.25	40.25
16	22.908	15.272	15.272	36	52.44	43.056	43.056
17	24.426	16.284	16.284	37以上	52.44	在職1年	在職1年
18	25.944	17.296	17.296			を増す	を増す
19	27.462	18.308	18.308			ごとに	ごとに

20	28.98	18.577	18.577			1.196 を 加える。	1.196 を 加える。
----	-------	--------	--------	--	--	-----------------	-----------------

(上下水道局総務部職員課)